

「令和7年度障害福祉サービス事業所（訪問系サービス）に係る説明会（集団指導）」

受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

○確認問題1

身体拘束等の廃止・適正化のための取組について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上及び新規採用時に行う必要がある。
2. 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催する必要がある。
3. 身体拘束等の適正化の指針を整備する必要がある。
4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

<正答>

4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

身体拘束等の廃止・適正化の取組を行っていない場合、身体拘束廃止未実施減算を適用するだけでなく、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。なお、身体拘束を行っていない場合も同様に、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。

- ① 身体拘束等に係る記録をすること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催し、従業者に周知すること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上及び新規採用時に実施すること。また、研修の内容について記録すること。

（説明箇所：（2）運営指導を通じての留意点について）

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第35条の2他>

○確認問題2

業務継続計画について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 業務継続計画は、感染症に係る計画と非常災害に係る計画を策定する必要がある。
2. 業務継続計画を策定していない場合でも、減算は特に適用されない。
3. 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されている。
4. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う必要がある。

<正答>

2. 業務継続計画を策定していない場合でも、減算は特に適用されない。

業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されています。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められ

ていないことを踏まえて、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しないこととなっていました。令和7年4月1日より、業務継続未策定減算が適用されます。また、令和7年4月1日より、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合であっても、業務継続計画を策定していない場合には減算が適用されます。危険発生時において迅速に行動ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

（説明箇所：（2）運営指導を通じての留意点について）

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第76条で準用する第33条の2他>

○確認問題3

個別支援計画について、正しいものを1つ選択してください。

1. 個別支援計画の作成は、管理者が行う。
2. 個別支援計画の作成は、計画原案作成→担当学会議の開催→計画本案の作成→説明・同意・交付の手順で行う。
3. 個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う必要がある。
4. 利用者等からの同意を得ることが難しい場合は、同意を得る必要はない。

<正答>

3. 個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う必要がある。

個別支援計画はサービス提供責任者が適切に作成する必要があります。実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う必要があります。また、計画作成時には必ずアセスメントを実施し、作成した計画は必ず利用者等に説明し、同意を得たうえで交付してください。

（説明箇所：（2）運営指導を通じての留意点について）

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第26条他>